

「親子で考えるいじめ防止の標語」選考の流れ

10月14日 応募期間終了

① 事務局チェック



- ・すでに公表されている作品と同一もしくは酷似した作品である
- ・個人が特定されるような表現がある
- ・絵文字や顔文字などが使用されている

※上記に該当する作品は選考対象外とする

② 事務局チェックを通過した作品を委員に送付



③ 委員による第一次選考



- ・「いじめ防止」の趣旨に沿った作品であること
- ・誹謗中傷，差別のような表現を含まない，前向きな作品であること

※上記の内容には留意することとし，原則として自由に作品を選考

④ 第一次選考した各区分10作品（計30作品）を事務局に送付



事務局で第一次選考結果を集計
第二次選考に向け，集計結果をまとめた資料を作成

⑤ 第2回いじめ問題対策連絡協議会にて第二次選考（受賞作品決定）

選考基準

- ・「いじめ防止」に対する熱意がこもった作品であること
- ・「いじめ防止」の趣旨が簡潔に表現されている作品であること
- ・メッセージから保護者視点だけでなく，児童生徒の学年らしさを感じられる作品であること



第二次選考時に，必要に応じ下記の内容を考慮

- ・いじめる側への声掛けの作品といじめられる側への声掛けの作品が偏らないこと
- ・表現の似ている作品が偏らないこと